

第3回（平成25年度）
国分寺市子どもの居場所づくりに関する
市民ワークショップ

報告書

平成26年3月28日
国分寺市子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップ

目 次

はじめに	1
第1章 「子どもの居場所」についての基本的な考え方と国分寺市の現状	
第1節 「子どもの居場所」についての基本的な考え方.....	2
第2章 提言	
第1節 子どもの居場所を再考する	4
第2節 公の施設を「子どもの居場所」にするためには.....	5
おわりに（まとめと今後の展望）	9
資料編	
○ワークショップ開催状況.....	11
○国分寺市子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップ設置要綱.....	12

はじめに

この報告書は、平成 25 年度に行われた「第 3 回子どもの居場所づくりワークショップ」の成果です。

このワークショップは、平成 22 年 3 月に国分寺市の次世代行動計画である「国分寺市子育て・子育ていきいき計画」において子育て支援課の事業として行動計画に盛り込まれております。

近年の社会状況は、子どもたちと子どもたちを育てる者にとって、安心して暮らせる状況とは言えません。都市化によって、子どもたちがいきいきと遊ぶ場が少ないことも指摘されています。児童への虐待は、直接に子どもたちの安全を脅かしています。子どもたちの世界にもいじめがあり、安心して暮らせるとは言えません。また、学校や社会に居場所がなく、不登校になったり、ひきこもるといった状況もしばしばみられます。

これらの状況への予防として、そしてこれらの状況への対応としても、子どもたちが安心して、安全に暮らせる社会的環境が求められています。また、子どもたちを受け止め、支援することが求められます。

現在、国分寺市において「国分寺市子育て・子育ていきいき計画（後期計画）」が策定されつつあります。条例の策定プロセスにも、別のワークショップが設置されております。この「居場所づくりワークショップ」は、これまで3年間、子ども達の「居場所」について考えてきました。その中では、子どもの「居場所」を確保していくことが、子ども達をいじめや虐待から救うための大切な課題だと考えてきました。このワークショップの提言が、現在作成されている「国分寺市子育て・子育ていきいき計画（後期計画）」において活用されることを切に望んでおります。

第1章 「子どもの居場所」についての基本的な考え方と国分寺市の現状

第1節 「子どもの居場所」についての基本的な考え方

平成23年度に開催された第1回ワークショップでは、「子どもの居場所とはどのような場所だろうか」ということについてから議論を始めました。参加者からは、以下のような意見がでました。

- ・子どもたちが、ありのままの自分でいられる場所
- ・受け止めてもらえる場所
- ・安心していられる場所
- ・チャレンジできる場所
- ・夢が見つかる場所
- ・子どもの発達が保障される場所
- ・与えられるものではなく、自分たちで作っていくもの

これらの意見を総合すると、「子どもの居場所」とは、子どもたちが、安心して自分自身と向き合いながら、さまざまなことにチャレンジしていくために大切な場所であると考えられるでしょう。そこでは、子どもたちの主体性が尊重されることが重要なポイントとなります。

また、ひとくちに「子ども」といっても、さまざまな子どもがいます。年齢によって、子どもたちの生活や遊びの場は大きく変わっていきます。今回のワークショップでは、「子ども」の年齢を小学校高学年以上の子どもたちの年齢層と考えることにしました。

このような「子どもの居場所」は、おとなが「ここが子どもの居場所だ」と指定し、子どもたちにそこへ行くことを指示していくような性質の場所ではありません。子どもたち自身が、そこへ行くことを選びとっていくような場所であると考えられます。その意味では、一般的には「子どもの居場所」としては想定されていないような塾や商店、道路なども、子どもたちからは重要な居場所としてとらえられていることがあります。また、本来は、「ここが子どもの居場所だ」とおとなが限定するのではなく、社会全体が、子どもの存在を尊重し、支援していく形で「子どもの居場所」となっていくことが大切だと考えます。

これまで子どもの居場所としては考えられてこなかった場所の中で、子どもたち自身によって、「子どもの居場所」として選ばれている場所について考えてみると、そこには子どもたちを受け止め、非難するのではなく支援する人たちの存在がカギとなっているのではないかと考えるに至りました。場所（空間）があることも大切ですが、そこに子どもの考えを尊重し、支援的なおとなが存在することが重要です。先に書いたように、社会全体が子どもの居場所になっていくためには、全てのおとなたちが、子どもを尊重しながら、その成長を支援していく姿勢や態度をもっていくことが必要になります。このように、第1回に考えた「子どもの居場所」についての考え方は、今年度のワークショップにおいても引き継ぐこととし、これまで2年間の議論を踏まえて今年度の議論を進めることにしました。

子どもの居場所は、それを支えるおとなの存在を抜きに語ることはできません。現在の社会状況からも、おとなが見守りつつ支援する場が必要であろうと考えます。

先に示したように、社会全体が「子どもの居場所」になる可能性があります。しかし、このワークシ

ヨップでは、一般的に子どもの居場所として想定されていたり、現実的に子どもが中心的な利用者となっている施設や空間を「子どもの居場所」として考えると、以下のような施設や空間があるのではないかと、第1回のワークショップで考えました。

- ◇公園
- ◇プレイステーション（冒険遊び場）
- ◇放課後の学校（放課後子どもプラン）
- ◇児童館
- ◇子ども家庭支援センター
- ◇親子ひろば
- ◇保育所・学童保育所
- ◇学校

そのうえで、第1回では公園をとりあげ、第2回では放課後子どもプランをとりあげて、具体的な提案をまとめてきました。

これまでの2年間のワークショップでは、子どもたちの居場所の中でも、公園や放課後プランといった特に行政が設置する空間や、そこを利用した事業といったものを中心に議論をしてきました。議論の中で、現在の公園や放課後プランが、十分に子どもの居場所とはなり得ていないことがわかりました。それらの現状と改善の報告性などを報告書としてまとめましたが、それが十分に生かされているとは思えません。

第2章 提言

第1節 子どもの居場所を再考する

今年度のワークショップでは、最初に小学校高学年の子どもたちを想定し、中学区ごとに子どもたちが現実どこで遊んでいるのかを調べることから始めました。

そこで出てきた子どもたちのいる遊び場としては、公園、校庭開放以外に、このような場所が出てきました。

☆小学校高学年以上の子どもの居場所（表1）

	1中学区	2中学区	3中学区	4中学区	5中学区
①公園	窪東公園 小平中央公園	武蔵野公園(府中)		ボンゴ園(国立) 仲よし公園 こばと公園 ぞうさん公園 栄町公園(府中) 黒鐘公園	窪東公園 小平中央公園 北町公園 立川の公園
②児童関連施設		本多児童館	ひかり児童館	プレイステーション	しんまち児童館
③その他の公共施設	恋ヶ窪公民館	けやきスポーツセンター(ロビー)	東大和の市民プール	内藤地域センター【マンガ】	福祉センター(ロビー) 【ゲーム】
	けやきスポーツセンター(ロビー)【ゲーム】	平安神社	レインボープール	障害者センター(ロビー)	並木公民館(ロビー)
	けやきスポーツセンター【バスケットボール】		福祉館(国立) 図書館(国立)	もとまち公民館 お鷹の道 大国魂神社 野川	市民農園のあずまや
④商業施設		国分寺駅前のゲームセンター 丸井	グランデュオの地下のゲームセンター まんが喫茶 東大和のイトーヨーカドー(ゲームコーナー) ゲオ富士見台店(国立) ブックセンターいとう(立川羽衣)		

*その他…学校の校庭、自宅、友達の家

整理をしてみると、同じ国分寺市内でも、子どもたちは住んでいる場所によって居場所が多い場所や少ない場所があり、また、その居場所の性質も大きく異なっていることがわかります。また、公園や児童館といった場所以外では、かなりの部分が商業的な空間であること、「子どもの居場所である」ことを主な目的とはしていない場所にいることがわかりました。商業的な空間が即、子どもの居場所としてふさわしくないという事はありません。しかし、そこにいるためには、なにがしかの金銭的な負担が必要です。このことは、お金を持っている子どもと持っていない子どもと一緒に遊ぶことを困難にします。また、お金を持っていない子ども達は、何らかの手立てをしてお金を手に入れる必要が出てきます。そのようなプロセスの中で、子ども達がさまざまな問題に直面することも多くありうる点には注意が必要です。最近の子どもを巻き込んだ犯罪等について考えても、この問題は大変重要な問題であると考えます。

このように、子どもの居場所の現状を確認しながら、私たちは、「子どもたちのための場所ではない」にもかかわらず、子どもたち自身が選び取ってそこにいる場所が大切ではないかと考えました。そして、

こういった場所を、私たちは「すきま」と名付けました。

1回目のワークショップでも話し合ったように、おとなが「子どもの居場所」として用意した場所が子どもたちによって選ばれて初めて「子どもの居場所」となります。一方、すでに子どもたちが選んでいる場所が、「子どもの居場所」になるためには、その場所にいるおとなが、子どもがそこにいることをまずは容認し、さらには子どもたちの居場所であることを支援していくことが必要になります。

「すきま」は、言葉からもわかるように、大きな空間ではありません。一つのすきまに、それほど多くの子どもたちがいることは出来ませんし、子ども達自身もそれを望んではいないでしょう。だからこそ、そういう小さなすきまが、たくさんあることが求められることとなります。

「すきま」のすべてについて提言を行うことは難しいですが、公の施設などにおいて、「すきま」であることを容認していくこと、そこにいる子どもたちを支援できるようにすることが求められます。

第2節 公の施設を「子どもの居場所」にするためには

私たちの社会では、目的別に空間が作られており、その目的に合わない人は、その空間を利用ができないことになっています。しかし、公の施設は、その目的とは別に、広く市民のための施設でもあります。子どもは市民ですから、これらの施設は当然子どもに対しても開かれるべきであると考えます。表1をみても分かるように、子ども達は、福祉センター、地域センター、公民館などの公的施設のロビーや入り口にいることも多いです。児童館など子ども達のために作られている場所が少なく、自宅からは遠いこと、公園などが子ども達の居場所となりえていないことも大きな原因であると思われませんが、それだけではなく、子ども達自身が見つけ、作り出していく「子どもの居場所」の性質とも関連するのではないのでしょうか。商業的な空間などに出ていくのとは異なり、こういう場所を居場所とする子どもたちは、おとなの目が届く場所にいることが安心につながっている面もあるのではないのでしょうか。しかし、このような空間は、利用者を市民＝おとなとしてしまっている傾向があり、子ども達には使いづらい、または子ども達がそこにいることが容認されない状況におかれています。

今回のワークショップでは、市内にある公民館、地域センター、福祉センター、スポーツセンターといった施設について検討を行いました。そのための材料として、これらの施設の職員の方向けに簡単なアンケート調査（次頁参照）を実施しました。その結果、それぞれの施設には子どもたちが来ることも多く、そのことは、施設としては、少々問題になることもあることが分かりました。

	本多公民館	並木公民館	光公民館	もとまち公民館	ひかりプラザ	福祉センター	けやまスポーツセンター
Q1 普段子どもたちがくるか (1.毎日 2.時々 3.たまに 4.来ない)	2	2	1	2	1	3	1
	1	1,2	1	1	1	1,2	1,2
Q1-2 誰と来ることが多いか 1.子どもたちだけ 2.保護者と 3.施設職員と 4.その他	2,3,4	1,2,3,4	1,2,3,4	2,4	1,2,3,4	2,3,4	1,2,3,4
	5.ロボットのテーブルで勉強している子どももいる	5.ロボットのテーブルで勉強している子どももいる	5.ロボットのテーブルで何か書いていたり、おしゃべりしている。	5.ロビーで、男の子はDSなどで遊び、女の子はグループで何か書いていたり、おしゃべりしている。	5.勉強(夏休みの宿題など)と遊ぶ		
Q1-3 何をしているか 1.かけこや鬼ごっこなど 2.ゲーム 3.本(マンガ)を読む 4.おしゃべり 5.その他	2,3,4	1,2,3,4	1,2,3,4	2,4	1,2,3,4	2,3,4	1,2,3,4
	5.ロボットのテーブルで勉強している子どももいる	5.ロボットのテーブルで勉強している子どももいる	5.ロボットのテーブルで何か書いていたり、おしゃべりしている。	5.ロビーで、男の子はDSなどで遊び、女の子はグループで何か書いていたり、おしゃべりしている。	5.勉強(夏休みの宿題など)と遊ぶ		
Q2 施設に子どもが来て仕事の邪魔になることがあるか 1.邪魔になることがある 2.邪魔にはならない	2	2	—	2	—	2	1
	—	—	1	—	—	—	4
Q2-1 どのように対処しているか 1.児童館や公園に行くように声をかける 2.他の場所に行くように声をかける 3.子どもがいてもいい場所を作る工夫をしている 4.その他	—	—	1	—	—	—	4
	—	—	1	—	—	—	4
Q3 周辺に子どもたちがいても大丈夫な施設の具体例	本多図書館、本多図書館	並木図書館、新町児童館	児童館、児童施設、近隣に児童公園あり	—	新鮮資料館(ただし狭いので、遊具は少ない)	利用者の大半である高齢者に迷惑が掛からない範囲で「ロボ」を使っている。	マナーを守って利用してもらおう、注意・指導する
	4	4	2	4	—	4	2
Q4 利用者と子どもとの間でトラブルが起こるか 1.よくある 2.時々ある 3.あまりない 4.全くない	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
Q4-1 トラブルの対応事例	—	—	—	—	—	—	—

	西町地域センター	内藤地域センター	北町地域センター	本町・南町地域センター	もとまち地域センター	北の原地域センター
Q1 普段子どもたちがくるか (1.毎日 2.時々 3.たまに 4.来ない)	1	1	3	4	4	3
Q1-2 誰と来ることが多いか 1.子どもたちだけ 2.保護者と 3.施設職員と 4.その他	1	1.2	2	—	—	1
Q1-3 何をしているか 1.かけっこや鬼ごっこなど 2.ゲーム 3.本(マンガ)を読む 4.おしゃべり 5.その他	1.2.3.4 5.FFDにておやつや昼食等の飲食。 図書室にて読書や勉強	①では、中庭にてボール遊び(サッカー・キックボール)②ゲーム(カードゲーム、ゲーム機での遊び)③図書室利用	3 家族ごっこや幼稚園ごっこなど	—	—	1.5 夏場に冷水を飲みに来ます。
Q2 施設に子どもが来て仕事の邪魔になることがあるか 1.邪魔になることがある 2.邪魔にはならない	邪魔ではないが、公共マナーのお願いや掃除等で時間を割くことがある	—	2	—	—	2
Q2-1 どのように対処しているか 1.原簿館や公園に行くように声をかける 2.他の場所に行くように声をかける 3.子どもがいなくてもいい場所を作る工夫をしている 4.その他	1 みんなが気持ちよく安心して施設を利用できるよう、飲食後ごみの持ち帰り・テーブルに足を乗せない、大声で走り回らない、駐車場や押で遊ばない等マナーを守ってもらうようにひたすらお願いをしている。(特に児童館休館日)	4 勤務施設は、図書と談話室が設けられているが利用者層は老若男女むろろ子どもも雑談に利用する。内部事務・作業中において「あのね」と声かけされることは日常である。内部事務・作業中でも、できるだけ早く対応できるように心がけて業務しており、これも仕事と受け止めている。	—	—	—	3.4 若干の児童向け図書を設置し、閲覧してもらっている。
Q3 周辺に子どもたちがいても大丈夫な施設の具体例	第八小学校、第三中学校	子どもたちがいても大丈夫な施設であるか否かについては、把握していない。	北町公園、並木公民館?	なし	プレイステーション	当該施設のホール(管理員が常駐して、監視が可能です。)近隣公園:「東恋ヶ窪さくら児童遊園」「東恋ヶ窪ひまわり児童遊園」「東恋ヶ窪かしの木公園」
Q4 利用者と子どもとの間でトラブルが起るか 1.よくある 2.時々ある 3.あまりない 4.全くない	3	3	3	—	—	4
Q4-1 トラブルの対応事例	図書館をご利用の方から、ロビーの子どもたちの声がうるさいと申し出があり、児童館の職員さんが子ども達に児童館で遊ぶほう声掛けをしてくれた。	—	—	—	—	—
	西町プラザは複合館ですので、子ども達にとつて公共のマナーや地域の大人の姿を学べる場でもあると思います。そして、大人の私達も子ども達の元気な笑顔や成長に、うれしく思ったり励まされることが多いです。		北町地域センターは、子どもだけでくることが多く、子どもだけでなく、たまに親が保護やグループ活動をしている時に一緒に茶室で遊んでいる程度。時には子どもが大勢のこともあるが、基本的に親達が様子を見て、注意を払ってまわり機能していないと思います。			上記の回答は、平成24年7月～平成26年1月における、北の原地域センターの状況を元で作成しています。

アンケートの結果からも、これらの施設は、「その施設の本来の利用者のための空間や施設」であると考えられることが多く、そこに子どもたちがいることが容認されにくいこともわかりました。しかし、いくつかの施設では、子ども達がそこにいることは認められ、むしろ居心地を良くする工夫がされていますし、施設に来る子ども達と「本来の利用者」との橋渡しを行っている施設もあります。

第5回のワークショップにおいて、スポーツセンターの運営事業者、市の職員（生活福祉課長）に来ていただいて、それぞれ施設がどのように子ども達に利用されているのかの現状についてヒアリングを行いました。その中で、それらの施設においても「子どもがいること」が、それによって他の利用者が使えなくなる、子どもたちのマナーなどに問題があることが指摘されました。これらの問題については、空き室を子どもたちに開放するなどの方法もあると思われます。また、マナーについては、おとな達が、その場にいるために子どもに伝えていくことが必要だと思います。同時に、それぞれの施設は市民に開かれた施設であり、子ども達も市民であることを、施設の利用者のみなさんにもご理解いただくことも必要だと思います。

このように、公の施設を運営している職員および事業者には、その場を子どもたちが利用することについての理解を持ちつつ、本来の利用者との共存できるように環境を整えていくことが求められます。そのためには、運営する職員や事業者それぞれが、子どもの居場所を保障できる存在になる必要があります。この点について、単に講演を聞くといった研修ではなく、自分たちの施設を子どもの視点で見直してみる、ワークショップに参観しながら子どもの視点について考えてみるといった方法が望ましいと思われます。

現在、国分寺市の多くの施設が指定管理者制度に移行し、指定事業者による運営が行われるようになってきています。指定管理事業者の募集要項や選択基準に、子どもへの理解がある事業者であることが盛り込まれるべきだと思います。また、指定が決定してからの運営への市からの要望などにおいて、それらの施設の利用者が市民であり、その市民には子どもが含まれること、それ故に子ども達はその施設を居場所として利用することを認め、そのための工夫を行うことを盛り込んでいくことが必要です。

さらに、子どもたちには経済的な力がなく、多くの有料施設を利用することができません。そのため、さまざまな施設が有料化していこうとしている現在、子どもたちがその利用から排除されやすいこととなります。こういった点からも、有料化などには慎重になるべきだと思いますし、子ども達にたいしては柔軟な適用が望まれます。

さらに、これらの施設の利用者は市民です。市民に対して、その施設は、利用者だけのものではなく、広く市民に開かれた施設であること、市民には子どもが含まれることを理解していただき、そこに子どもがいることを温かく見守っていただけるように、伝えていくことが必要です。それぞれの現場の職員による援助も必要ですが、広く市全体で、子どもを見守り、居場所を作っていくという想いを共有することが必要です。そのための啓発活動も重要な課題でしょう。

第3章 おわりに（まとめと今後の展望）

最初にも書いた通り、本ワークショップは、平成22年3月から5年間の計画を策定した「国分寺市子育て・子育ていきいき計画」において、国分寺市のさまざまな施設や施策、事業について、「子どもの居場所」という視点を持ちつつ検討を行えるようにと提言され、設置されました。

今年度、この計画の後期計画が見直されて、新しい計画が策定される予定です。今回のワークショップでの議論から、現在策定されている後期計画において、「子どもの居場所」を作るために、以下の3点を事業として取り上げることを要望します。

- ①市の職員への子どもの居場所という観点での研修を行うこと
- ②施設の指定管理事業者に対して、市民の中に子どもを含めていくこと、施設が子どもの居場所としても機能できるようにすることを求め、研修などを市と共同で行うなどの工夫をすること
- ③市民に対しても、公の施設を子どもが居場所に行っていることを、温かく見守っていけるように呼びかけていくこと。

現在策定されている後期計画においても、このようなワークショップの設置を行い、子ども向けや子育て支援の事業・施策のみならず、国分寺市全体が子どもの居場所を子どもと一緒につくっていくことを求めます。そして、このようなワークショップを設置したのであれば、市政に積極的に活用していただけることを、参加者一同望んでおります。

資料編

◇ ワークショップ開催状況

開催回数	開催日	主な内容	参加人数
第1回	平成25年 6月1日	<ul style="list-style-type: none"> 参加者自己紹介 ワークショップ設置の趣旨説明 進行役の選出 今後の進め方について 	9人
第2回	8月3日	<ul style="list-style-type: none"> 小学校高学年以上の子どもの居場所について 	11人
第3回	10月12日	<ul style="list-style-type: none"> 小学校高学年以上の子どもの居場所について 	6人
第4回	12月7日	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案について 	5人
第5回	平成26年 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者へのヒアリング (福祉センター, けやきスポーツセンター) 報告書案について 	8人
第6回	3月1日	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案について 	6人
		延べ	45人

○国分寺市子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップ設置要綱

平成23年1月31日

要綱第2号

(設置)

第1条 国分寺市における子どもの居場所(子どもが自らの意思で集まり、語り、遊び、自分らしく過ごせる場所をいう。以下同じ。)のあり方について、市民の意見を広く聴取するため、国分寺市子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップ(以下「ワークショップ」という。)を設置する。

(任務)

第2条 ワークショップは、市長の求めに応じ、子どもの居場所のあり方について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織等)

第3条 ワークショップの参加者は、公募による市民(ただし、国分寺市市議会議員及び市の執行機関の職員は、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱いについて(平成11年国企企発第24号国分寺市長通達)の趣旨にのっとり、公募の対象としない。)30人以内をもって組織する。

2 ワークショップは、前条に規定する報告をもって終了する。

3 市長は、前条に規定する報告の内容について、第1条の設置趣旨に沿って尊重するものとする。

(報酬)

第4条 ワークショップに参加する市民(以下「メンバー」という。)の報酬は、無償とする。

(進行役)

第5条 ワークショップに進行役を置き、メンバーの互選によりこれを定める。

2 進行役は、ワークショップの進行を行い、会務を処理する。

(会議の招集)

第6条 進行役は、ワークショップの会議を招集する。

(意見の聴取等)

第7条 ワークショップは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者を出席させ、その意見を聴き、又はメンバー以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 ワークショップの庶務は、子ども福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほかワークショップの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。